

図書館協議会について

◇ 図書館協議会委員の公募（案）

1 趣旨

図書館法第14条の規定に基づき設置している北九州市立図書館協議会は、北九州市立図書館の運営について、館長の諮問に応じるとともに、図書館が行うサービスについて館長に意見を述べる機関である。

この北九州市立図書館協議会の委員の公募は、北九州市立図書館の運営に広く市民の立場・視点からの意見を反映させることを目的として実施するもの。

2 募集人員 2名

3 募集期間 平成26年10月1日（水）から平成26年10月21日（火）まで

4 応募資格

次のいずれにも該当する人、ただし、国、地方公共団体の職員及び北九州市暴力団排除条例に定める、暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有する人を除く。

- (1) 北九州市内に居住している人
- (2) 任命時（平成26年12月1日）現在、年齢20歳以上である人
- (3) 任期終了まで継続して平日の昼間に年2回程度の会議に出席できる見込みがある人
- (4) 以下のいずれかに該当する人
 - ア 学校教育及び社会教育の関係者
 - イ 家庭教育の向上に資する活動を行っている人
 - ウ 学識経験者（読書活動や図書館の運営について等、専門知識を持つ人）

5 任期・報酬等

- (1) 任期 平成26年12月1日（月）から平成28年11月30日（水）までの2年間
- (2) 報酬 北九州市が定める附属機関の委員等の基準による

6 応募方法

- (1) 応募書類
 - ア 応募用紙：北九州市立図書館に備え付けの応募用紙に必要事項（住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・現在の職業と主な活動歴（職歴）、応募の動機）を記入
 - イ 小論文：テーマ「これからの市立図書館に期待すること」800字程度
- (2) 提出方法 ア及びイを持参又は郵送により提出

7 選考方法

書類審査及び面接審査を行い、決定する。

面接審査は、書類審査により選考された人を対象に行い、面接日は概ね1週間前までに連絡する。

委員の選考にあたっては、中央図書館長、中央図書館奉仕課長、生涯学習部長にて実施する。

8 公募のスケジュール

- (1) 公募のお知らせ 平成26年10月初旬
・市政だより（10月1日号）、ホームページ、チラシ、報道への情報提供
- (2) 応募論文による選考 平成26年10月下旬
- (3) 面接による選考 平成26年11月初旬
- (4) 公募委員決定 平成26年11月中旬

北九州市立図書館協議会委員

区分	氏 名	所属団体役職名	備 考	
学校教育関係者	まつお たかし 松尾 太加志	北九州市立大学 図書館長		
	せとう さなえ 瀬藤 早苗	北九州市学校図書館協議会会長 松ヶ江南小学校校長		
	おばな みつお 尾花 光雄	北九州市学校図書館協議会副会長 石峯中学校校長		
	しまうら かずひろ 島浦 一博	九州国際大学図書館長		
	こたに ひろし 固谷 寛	福岡県公立高等学校長協会北九州地区会長 福岡県立門司学園高等学校校長		
	なかた としずみ 中田 俊澄	(社)北九州市私立幼稚園連盟副会長		
	家庭 教育の 向上に 資する 活動 を行う 者	じんない ともこ 陣内 朋子	北九州市PTA協議会母親代表	
		たかい まきこ 高井 眞紀子	BUCH北九州 絵本とおはなしの会 代表	
	社会 教育 関係 者	のだ ひろこ 野田 弘子	北九州市社会教育委員	
あべ よしみ 阿部 芳美		北九州市婦人団体協議会理事		
ほりかわ ひでお 堀川 英男		北九州市AVEの会本部事務局長		
学 識 経 験 者	たかくら てるお 高倉 照男	北九州児童文化連盟理事		
	きたの くみ 北野 久美	北九州市保育所連盟副会長		
	むらた けいこ 村田 恵子	成人読書会「四季」会長		
	ありどめ ひでやす 有留 秀泰	(社)北九州市医師会理事		
	のがみ ゆうき 野上 裕貴	(一社)北九州青年会議所常務理事		
	おおつぼ かずひろ 大坪 和弘	日本放送協会北九州放送局企画総務主管		

任 期 平成24年12月1日から (改選の場合、改選の日から)
平成26年11月30日まで

*女性の参画率 7人/17人 41.2%

○ 図書館法（抜粋）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（図書館協議会等）

第8条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定により、図書館に各図書館を通じて一の図書館協議会を、博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定により、美術館に美術館協議会を、博物館に博物館協議会を置く。

2 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものとする。

3 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員の定数は、それぞれ30人以内、20人以内及び20人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○ 北九州市立図書館規則（抜粋）

（図書館協議会）

第17条 北九州市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員の互選により、協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

5 協議会の庶務は、北九州市立中央図書館で処理する。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。